

## 件 名

---

埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について

## 提案理由

---

県立高等学校における養護教諭の適切な人事配置を行うため、埼玉県立高等学校管理規則の一部を別紙のとおり改正したいので審議願います。

## 概 要

---

### 1 現行規則の内容

県立高等学校の管理運営の基本的事項について定めるもの

### 2 改正の内容

県立高等学校に「養護をつかさどる主幹教諭（※）」を置くときは、「養護教諭」を置かないことができることとする。

※ 養護をつかさどる主幹教諭…校長及び教頭を助け、校務の一部を整理し生徒の養護をつかさどる職

3 施行期日  
令和4年4月1日

埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則 新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>埼玉県立高等学校管理規則<br/>                     第一条～第五条 (略)</p> <p>第六条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは、養護教諭を置かないことができる。</u></p> <p><u>3 第一項の職員の学校ごとの定数は、埼玉県学校職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十一号）に基づき、教育委員会が定める。</u></p> <p>第七条～第二十九条 (略)</p> | <p>埼玉県立高等学校管理規則<br/>                     第一条～第五条 (略)</p> <p>第六条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>2 前項の職員の学校ごとの定数は、埼玉県学校職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十一号）に基づき、教育委員会が定める。</u></p> <p>第七条～第二十九条 (略)</p> |

埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立高等学校管理規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは、養護教諭を置かないことができる。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。